

国立大学法人佐賀大学 海外危機管理マニュアル

国立大学法人 佐賀大学
2025 年 4 月

《目次》

第1章 総則

1. 目的
2. 適用範囲
3. 対象となる危機

第2章 平常時における準備

1. 海外危機管理担当者の選定
2. 最新の情報の収集
3. 渡航可能性のある者への啓蒙活動
4. 危機発生時の対応体制の最適化

第3章 渡航予定者の渡航前の準備

1. 渡航先情報の確認
2. 海外渡航届出への正確な情報の記載
3. 渡航条件の確認
4. 海外旅行保険への加入
5. 感染症の確認と対策
6. その他の準備

第4章 危機発生時の対応

1. 緊急連絡経路
2. 危機管理担当窓口の連絡先
3. 海外危機管理担当部門の責務

第5章 危機が去った後の対応

1. 報告書の収集
2. 発生した危機、事件、事故の分析
3. 危機管理体制の最適化

第1章 総則

1. 目的

本マニュアルは、国立大学法人佐賀大学の教職員、研究者ならびに帯同家族等が、海外における危機の発生時に、安全を確保することを目的とし、大学関係者は佐賀大学危機管理基本マニュアル（以下、「基本マニュアル」という。）とあわせて本マニュアルを遵守するものとする。

2. 適用範囲

本マニュアルは、国立大学法人佐賀大学の名義で発令された出張命令等に基づき海外へ渡航するすべての者（サバティカル研修での渡航者も含む）ならびに国立大学法人佐賀大学にて出張命令等に基づく海外渡航を管理するすべての者に適用する。

3. 対象となる危機

本マニュアルで対象とする危機は、所持品の紛失・盗難、一般的な不法行為、武力紛争、テロ、自然災害、疾病への罹患（感染症を含む）、急迫な傷害など、渡航者本人または同行者の生命・身体・財産に危険を及ぼす蓋然性が高い事象とする。

第2章 平常時における準備

1. 海外危機管理責任者の選定

本マニュアルの遵守および海外危機管理体制の更なる取り組みへの推進、ならびに海外渡航する可能性のある者への啓蒙を目的とし、基本マニュアル別紙3-2による出張命令等を発令する各部局の長を責任者と定める。

また、海外危機管理責任者は、国際交流推進センター、国際企画室ならびに留学生交流室と連携して対応するものとする。

2. 最新の情報の収集

国際企画室は常に、海外渡航届出を受けた国や都市、また地理的近接性のある国や都市の最新の情報を以下の情報ソースから収集し、定期的に学長に報告するよう努めなければならない。

確認先	URL/連絡先
たびレジ	https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html
外務省海外安全 HP	https://www.anzen.mofa.go.jp/
在外公館	https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/index.html
厚生労働省検疫所	https://www.forth.go.jp/index.html
領事サービスセンター	(03) 3580-3311 月曜～金曜 11時～17時
海外法人安全協会	https://www.josa.or.jp/travel/manual/index.html

上記に留まらず、旅行会社、JICA、各国政府観光局などから情報を収集できる体制の構築に努めなければならない。

3. 渡航可能性のある者への啓蒙活動

渡航可能性のある者に対し、渡航前、渡航中に遵守すべき最低限の内容として、以下の啓蒙活動を随時実施する。

- ・ 渡航決定後、速やかに海外渡航届出を提出すること
- ・ 渡航期間に応じた、たびレジの登録をすること
- ・ 外務省海外安全アプリをインストールすること
- ・ 現地での連絡手段を用意すること
- ・ 渡航先では安全マニュアル（P.11・別紙2）を常時携帯すること

4. 危機発生時の対応体制の最適化

すでに渡航者がいるエリアで海外安全情報カテゴリーの悪化が生じた場合、自然災害が発生した場合、または国際企画室が危機の急迫性が高まったと判断した場合には、渡航者に対し詳細な情報を共有するとともに、安否確認、位置情報の収集を、遅滞なく行えるよう、国際企画室内で下記情報を電磁的書面として管理する。

- ・ 海外渡航届出記載の滞在先情報の集約管理
- ・ 海外渡航届出記載の連絡先の集約管理
- ・ 外務省・在外公館、各旅行・航空会社の最新の緊急連絡先のリスト化

第3章 渡航予定者の渡航前の準備

1. 渡航先情報の確認

渡航予定者は、外務省海外安全 HP 等、第2章の2記載の情報ソースが発信している海外情報を確認しなければならない。

渡航先の国や都市の海外安全情報カテゴリーを確認し、「教職員等の海外渡航に関する指針」（令和5年11月6日付）に即した準備を行うことを要する。

2. 海外渡航届出への正確な情報の記載

出張命令等の受領後速やかに海外渡航届出（教職員等の海外渡航入力フォーム）を提出しなければならない。

入力においては、渡航先においての滞在する場所を可能な限り詳細に記載しなければならない。

フォーム URL : <https://www.irdc.saga-u.ac.jp/ja/staff/tokouform/>

3. 渡航条件の確認

本邦ならびに渡航先国の法令に則り、渡航目的や滞在期間、活動内容に即した査証、在留資格の取得の要否について確認し、適正な手続きを行わなければならない。

パスポートの有効残存期間が帰国時に6カ月以上残存する旅程となっているかもあわせての確認を推奨する。

4. 海外旅行保険の加入

海外旅行保険は出発前に必ず加入しなければならない。

海外旅行保険の補償内容として、最低限下記の補償が組み込まれている保険プランへの加入を強く推奨する。

下記補償内容は、クレジットカード付帯の保険では補償額が不足するケースが多いため、渡航中の事故により負傷した際の医療費の自己負担を回避する趣旨においても、よく検討することを推奨する。

渡航期間 90 日以内の場合

項目	保険金額
治療・救援費用	無制限
個人賠償責任	5,000 万円以上

渡航期間 90 日以上の場合

項目	保険金額
治療・救援費用	無制限
家族賠償責任	10,000 万円以上

5. 感染症の確認と対策

渡航先国、都市において特に注意が必要とされている感染症や、時節に応じて注意が必要な感染症に関する最新の情報を確認しなければならない。
(目的地だけでなく、経由地についても確認を要する)
法令により接種が義務付けられている予防接種が必要な国や地域へ渡航する場合には、法令により指定された時期に接種を受けなければならない。

海外渡航で検討する予防接種の種類の目安（地域別）

https://www.forth.go.jp/moreinfo/topics/useful_vaccination.html

厚生労働省検疫所

6. その他の準備

渡航予定者は、上記 1 ～ 5 の準備に加え、下記の準備を行わなければならない。

- ・ 渡航期間に応じた、たびレジの登録をすること
- ・ 外務省海外安全アプリをインストールすること
- ・ 安全マニュアル（P. 11・別紙 2）に必要な連絡先を記入すること

第 4 章 危機発生時の対応

1. 緊急連絡経路

すでに渡航者がいるエリアで危機が発生した場合、または海外危機管理責任者が危機発生 of 蓋然性が高まったと判断した場合には、各部局等は、下記図 1 のフローに従って渡航者から迅速かつ正確な状況の情報収集を行わなければならない。

図1に従った初期対応後、海外危機管理責任者は必要に応じ、図2のプロセスに従い学内関係各所へ報告の上、以後基本マニュアルに従って対応する。

図1 初期対応フロー

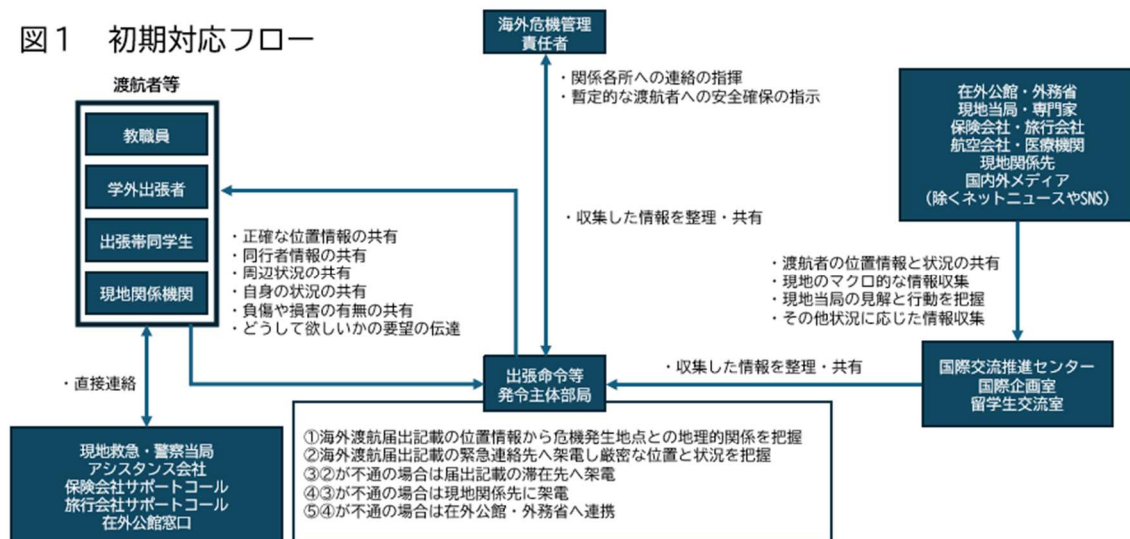
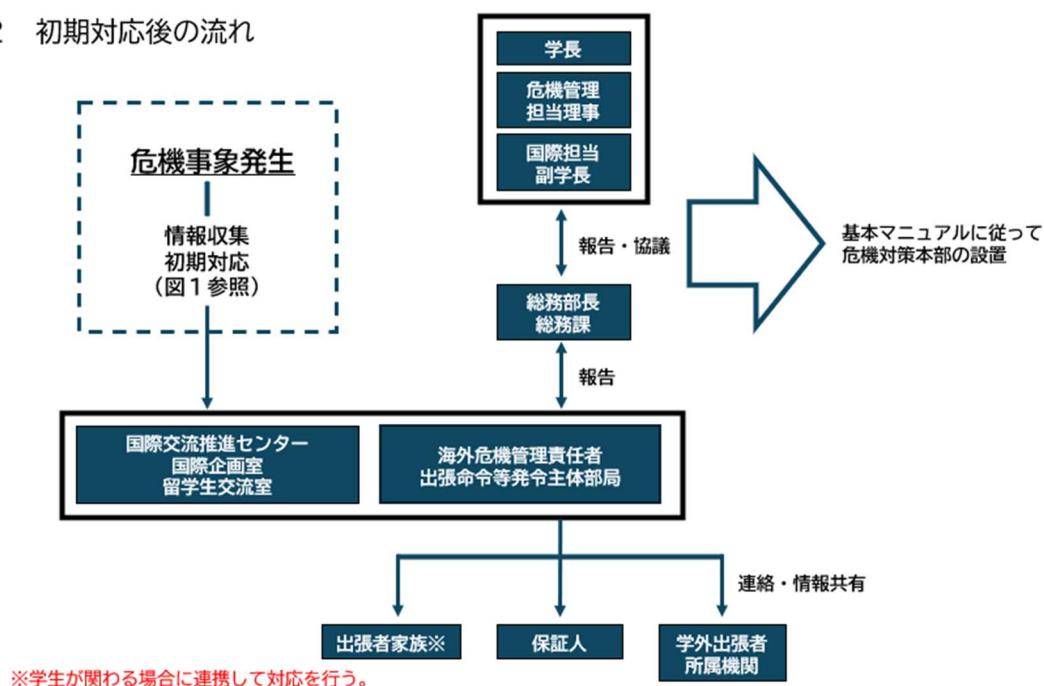


図2 初期対応後の流れ



2. 海外危機管理責任者への連絡義務

時差に関係なく迅速な対応を行うため、危機に関する第一報を受け取った者は、直ちに海外危機管理責任者に連絡をしなければならない。

3. 各部局等の責務

各部局等は、渡航者からの情報、国際企画室から提供された外部機関からの情報を時系列でまとめ、海外危機管理責任者に速やかに報告しなければならない。

海外危機管理責任者は報告に基づき、大学内外の関係各所への報告、暫定的な渡航者への安全確保措置を講じなければならない。

第5章 危機が去った後の対応

1. 報告書の収集

海外危機管理担当部門は、発生した危機、事件、事故について、被害を受けた者、または被害を受けそうになった者から、事後的に別紙インシデントレポート記載の内容の情報を可能な限り詳細に収集しなければならない。

2. 発生した危機、事件、事故の分析

海外危機管理責任者は、危機対応中に収集した情報を国際企画室に提供しなければならない。

国際企画室は、各部局から収集した情報を一元管理し、年度ごとに危機管理体制の見直しを行うための分析を行わなければならない。

3. 危機管理体制の最適化

国際企画室は、年度ごとに本マニュアルの内容を確認し、必要に応じて改定を行うとともに、危機対応力を高めるためより高度な危機管理体制の構築に努めなければならない。

≪別紙1≫

【例】インシデントレポート

記入日 年 月 日

項目	記載例
インシデントタイトル	暴徒化したデモ隊の影響でホテルからの移動が
報告者	〇田一夫
報告者の属性（本人、同行者）	本人
インシデント発生日時	2024年8月21日 現地時間16時半頃
発生国・都市	スリランカ コロンボ
発生した詳細な場所	Level 13(12A), Parkland Building, No. 33, Park Street, Colombo 2
インシデントの内容 （具体的な状況の記載）	デモ隊が暴徒化し宿泊ホテル周辺道路でも、火災や略奪が発生していた。警官隊とデモ隊との衝突も見られ、宿泊していたホテルのロビーの窓ガラスが割れ、その破片で負傷したがデモの影響で病院にも行けなかった。 発生日の翌々日から空港が封鎖され、帰国できず現金も底をついたがホテルの厚意でそのまま滞在でき、食料の提供もあった。 発生から10日目に空港の封鎖が解除されたので日本政府が用意した航空機で日本へ帰国した。
発生した身体的被害	ガラス片による挫傷（完治）
発生した金銭的被害	延泊代、延泊時の食費や生活費
発生したその他被害	帰国予定が大幅にずれたことによる仕事の停滞
発生時に連絡した先	現地警察、在外公館、大学危機管理責任者、保険会社サポートコール、航空会社、空港、家族、友人
被害が発生した原因 （避難方法がわからなかった） （言語がわからず逃げ遅れた） （日本との時差で連絡がつかなかった）など	ホテルから外出して問題ないのかの判断がつかなかったため病院に行けなかった。発生日に一時デモが鎮静化したのでそのタイミングで空港に向かっていれば帰国できたかもしれないが、その判断がつかなかった。時差の影響で日本側との十分なコミュニケーションが取れなかった。
再発防止策案	・時差に関係なく適切な情報を提供できるアシスタンス会社との契約 ・緊急避難を実施できるアシスタンス会社との契約 ・滞留しなければならない場合の安全確保措置を講じられる事業者との連携 ・渡航手配を現地でのサポートが可能な旅行会社の利用に限定する

≪別紙1≫

インシデントレポート

記入日 年 月 日

項目	記載例
インシデントタイトル	
報告者	
報告者の属性（本人、同行者）	
インシデント発生日時	
発生国・都市	
発生した詳細な場所	
インシデントの内容 （具体的な状況の記載）	
発生した身体的被害	
発生した金銭的被害	
発生したその他被害	
発生時に連絡した先	
被害が発生した原因 （避難方法がわからなかった） （言語がわからず逃げ遅れた） （日本との時差で連絡がつか なかった）など	
再発防止策案	